

提出内容(パブリックコメント意見の追加)

「JAL退職者懇談会」

受付番号	201208190000025940
提出日時	2012年08月19日15時23分

案件番号	495120181
案件名	確定給付企業年金法施行規則及び関連通知並びに厚生年金基金関連通知の一部改正に関する御意見募集(パブリックコメント)について
所管府省・部局名等	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課 電話:03-5253-1111 (内線3330)
意見・情報受付開始日	2012年07月27日
意見・情報受付締切日	2012年08月27日

	<p>パブリックコメント意見の追加</p> <p>「JAL退職者懇談会」</p> <p>給付の減額の手続きの明確化・簡素化についての追加意見</p>
提出意見	<p>「受給者減額時に希望者に対して支給する一時金について、複数の選択肢を設ける。」の見直しは認められない。</p> <p>(見直し案の概要)</p> <p>規則第六条第一項第二号ロにおける「減額がないものとして算定した最低基準額相当の一時金を支給する」は必須であるが「その他の当該最低積立基準額が確保される措置」において現行は、支給する一時金をアの額として選択肢に加えている。</p> <p>今回の見直しは現行のアの措置に加えて、*イ(a) *イ(b) *その他の三つの選択肢を設けている。</p> <p>必須の「減額前の最低積立基準額相当の一時金」に加え、以下の選択肢を企業(基金)はいくつでも付け加えられる。</p> <p>*ア 変更前の最低積立基準額から、変更による給付に相当する最低積立基準額を控除した額の一時金を支給し、かつ、減額された給付を支給する。</p> <p>算定は減額前の年金額を長期金利(30年国債の5年平均利回り)で割り引いた額(最低積立基準額)</p> <p>*イ(a) 減額前の年金額を年金換算率で割り引いた額</p> <p>*イ(b) 減額前の年金額の保証期間分を年金換算率で割り引いた額</p> <p>*その他の給付の額が減額がないものとして合理的に算定した額</p> <p>1、最低積立基準額の算定に用いる予定利率は30年国債の直近5年間の応募者利回りの平均を基礎として定められている。</p> <p>平成24年度の予定利率は2.24%である。(平成13年以来2%台の水準で推移している)</p> <p>今回あらたに追加される選択肢は以下のように、受給者減額時に希望者が受け取れる一時金が減少しその改正主旨の合理性は全くない。</p> <p>*イ(a)であらたに追加される選択肢は年金換算率が2.24%の予定利率を上回る場合は、計算される最低積立基準額相当の一時金はその分減少する。</p> <p>*イ(b)であらたに追加される選択肢は保証期間部分(退職金原資分)のみが計算対象で保証期間が過ぎていれば一時金はゼロとなる。</p>

<p>*「その他の給付の額が減額がないものとして合理的に算定した額」は合理的に算定の基準が不明で具体性がなく、改悪緩和の幅を広げるための項目となっている。</p> <p>2、減額の際、受給権保護の原則からは本来「給付の額の減額がないものとして算定した最低積立基準額の一時金を支給すること」を希望する者に対して実施すべきである。</p> <p>「その他の当該最低積立基準額が確保される措置」であるアの措置が実施された例は承知していないが、今回の見直しによる三つの選択肢の追加は、企業の負担を軽減する改悪緩和であり、実質的に給付減額時における最低積立基準額相当の一時金の支給額の切り下げを容易にする。</p> <p>現在でも減額手続き時、減額同意とパッケージで最低積立基準額相当の一時金の選択の放棄を行わせる現状があり受給者の権利を侵害している。(厚労省は企業の工夫の範囲として容認している)</p> <p>見直しの目的は、受給権保護を形骸化するものであり、受給者等に減額同意の選択しか残らないようにする内容ともなっている。</p> <p>3、誰にでも、見直し案の理解ができるように、今後パブリックコメントの意見募集を行う場合は、丁寧な解説を附すことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">「JAL退職者懇談会」</p> <p>連絡先: 〒236-8799郵便事業会社 横浜金沢支店留「JAL退職者懇談会」</p> <p>E-mail: jalobkondankai@gmail.com</p>
